

おいしい\*を明日のちからに

albiss

# 第56回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月23日（金曜日）  
午後2時（午後1時受付開始）

会場

ANAクラウンプラザホテル富山  
3階「鳳」の間  
富山県富山市大手町2番3号

議決権行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時30分

会社法の改正に伴い、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類）の電子提供制度が2022年9月1日に施行されましたが、第56回定時株主総会については、電子提供制度が適用される初年度であることを考慮し、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前どおり株主の皆様にお送りしております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場についてご検討ください。

今年度は、ご出席株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。  
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

- 招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 招集ご通知添付書類
  - 事業報告
  - 連結計算書類
  - 計算書類
  - 監査報告
- 株主総会会場ご案内図

アルビス株式会社

証券コード 7475

## トップメッセージ

### 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第56回定時株主総会を2023年6月23日(金曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。当社グループの事業の現況と課題及び株主総会の議案について記載しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

原材料価格やエネルギーコストの高留まりに加え、業種業態を超えた競争の激化など、当社を取り巻く事業環境は厳しいものとなっております。このような環境下、私たちアルビスグループとしては、引き続き社会から必要とされる企業であり続けられるよう、常にお客様のニーズにお応えできる価値を創造し、企業として持続的な成長・発展に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長  
池田 和男

#### 企業 理念

#### ✳ 食を通じて 地域の皆様の健康で豊かな生活に貢献します

食くらしは「こころ」をあたたくします。食くらしの楽しみや喜びを通じて健康で豊かな地域社会の実現に貢献していきます。

#### 経営 理念

#### ✳ より新鮮で より美味しく 安全な商品をお値打ち価格でお届けします

日々の生活の中で欠かすことのできない「食」。新鮮で美味しく、安全・安心な食材をお客様の期待を裏切ることのない品質と価格でご提供できるよう私たちは努力します。

# 第三次中期経営計画の進捗

2021年度から、第三次中期経営計画をスタートしています。

中期経営方針

「地域一番のお客様満足の実現」

重点施策の取組状況

## 1. お客様視点「お客様の多様なニーズへの対応」

- ・ニーズの高い旬の生鮮品や健康志向、簡便即食商品等の販売強化
- ・当社のPB商品や名物商品など付加価値の高い商品を拡充
- ・[LINEミニアプリ]導入によるデジタル媒体の発信力強化と広告の効率化
- ・[LINEミニアプリ]とアルビスPontaカードIDとの連携によるOne to Oneマーケティングの実現
- ・来店受取型のネットスーパー「らくらくスマホオーダー」の取扱店舗を5店舗へ拡大
- ・店舗での購入商品を指定場所へ配送する「らくらく当日宅配サービス」を一部店舗で開始



万能たれ

## 2. 従業員視点「従業員が挑戦できる環境の実現」

- ・新入社員から経営幹部候補までの各階層に応じた教育プログラムの実施
- ・店長が最新の店舗運営を習得するオンサイトプログラムを導入
- ・地域社会を見守る認知症サポーター、熱中症対策アドバイザーの資格取得を推進



## 3. インフラ・機能視点「業務基盤の活用による生産性の向上」

- ・電子棚札(ESL)やキャッシュレスセルフレジを試験的に導入
- ・プロセスセンターにおける製造ライン見直しによる生産性の向上
- ・運行システム導入による物流効率の向上



## 4. 社会視点「事業を通じた地域社会の課題解決」

- ・[albis Green Action]の立ち上げと推進
- ・[リレーフードドライブ]活動の積極的推進
- ・店舗常設型無人フードドライブボックスを2店舗に設置
- ・お買物支援と地域の見守りに取り組む「移動スーパー」5台増車(2023年3月末現在18台稼働)



# 今後の成長につなげる 店舗戦略

## 改装店

### 羽根店

(2022年11月オープン)

ヤングファミリー層を狙い、惣菜などの即食商品をはじめ、冷凍食品やミールキットなど、簡便商材の品揃えを拡充しております。



## 新規出店

### 黒部店

(2022年7月オープン)

黒部漁港や魚津漁港などの朝どれ鮮魚や黒部近郊の農産物、黒部名水パークなど地元食材を品揃えし、地産地消を推進しております。



## 新規出店

### いするぎ駅店

(2022年4月オープン)

あいの風とやま鉄道石動駅に隣接する出店で、生産組合「おやべFarmers」より地元の採れたて野菜を多く品揃えするなど地産地消を推進しております。



## 今後の出店予定

### 北区金田店

(2023年11月オープン予定)

中部エリア(愛知・岐阜)3店舗目。既存店2店舗をブラッシュアップし、北陸の特徴を活かした店づくりとしてまいります。



富山県

岐阜県

愛知県

証券コード 7475

2023年6月2日

(電子提供措置の開始日 2023年5月31日)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

富山県射水市流通センター水戸田  
三丁目4番地

**アルビス株式会社**

代表取締役社長 池田 和男

## 第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の後記のウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午後2時（午後1時受付開始）
2. 場 所 富山県富山市大手町2番3号  
ANAクラウンプラザホテル富山 3階「鳳」の間
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第56期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
  2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記事項を除いております。従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ①連結計算書類の「連結注記表」
  - ②計算書類の「個別注記表」
- (2) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示のない場合、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

#### ◎電子提供措置事項の掲載ウェブサイト

電子提供措置事項につきましては、下記ウェブサイトに掲載しております。

[当社ウェブサイト]

<https://www.albis.co.jp/ir/release.html>

(ファイル名「第56回定時株主総会招集ご通知」を選択してご確認ください。)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

[東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(「銘柄名(会社名)」に「アルビス」または、「コード」に当社証券コード「7475」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」を選択してご確認ください。)



- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月23日(金曜日)  
午後2時(受付開始:午後1時)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
御中  
株主総会日 議決権の数 XX 票  
XXXXXXXXXX年XX月XX日

高単日預存のご所有株式数 XX 株  
議決権の数 XX 票

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
見本  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX  
秘密のパスワード XXXXX  
〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・3・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



## インターネット等による議決権行使のご案内

行使  
期限

2023年6月22日（木曜日）

午後5時30分入力完了分まで

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



# ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録して下さい。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

機関投資家の皆様へ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 株主総会参考書類

### 【議案及び参考事項】

#### 第1号議案 剰余金処分の件

第56期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は306,192,845円となります。  
これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき70円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月26日（月曜日）といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、加世多達也氏、松村篤樹氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	候補者属性
1	いけ だ 田 かず お 男	代表取締役社長	再任
2	いし だ 田 やす ひろ 洋	取締役常務執行役員 経営企画本部長 兼 管理本部長	再任
3	うえ の 野 ひろ き 樹	取締役執行役員 製造本部長	再任
4	か せ だ 多 たつ や 也	取締役	再任 社外 独立
5	まつ むら 村 あつ 篤 樹	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">いけ だ かず お 池田和男 (1961年7月16日生)</p>	<p>2003年4月 当社入社 当社執行役員</p> <p>2006年6月 当社取締役</p> <p>2009年10月 当社商品本部長 兼 スーパーマーケット事業本部長</p> <p>2010年4月 当社スーパーマーケット事業本部長</p> <p>2010年10月 当社営業本部長</p> <p>2011年4月 当社常務取締役</p> <p>2012年4月 当社管理本部長</p> <p>2015年4月 当社営業本部長</p> <p>2017年4月 当社専務取締役</p> <p>2018年5月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>  (株)パスコ取締役  協同組合太閤山ショッピングセンター理事  (株)北陸シジシー取締役  呉羽カントリークラブ理事</p>	77,780株
<p>[取締役候補者としての理由]</p> <p>池田和男氏は、代表取締役社長として、当社グループの経営を担っており、中長期ビジョンや中期経営計画を策定し、強力なリーダーシップにより事業を牽引しております。これらの実績に加え、過去、営業部門、経営企画部門及び管理部門の各部門での業務に携わったことにより、現場に精通した豊富な経験と幅広い知識を有していることを踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">いし だ やす ひろ 石田康洋 (1974年1月4日生)</p>	<p>1995年10月 KPMGセンチュリー監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人)入所</p> <p>1999年4月 公認会計士開業登録</p> <p>2002年8月 三菱商事(株)入社</p> <p>2009年3月 (株)アプリシア取締役CFO管理本部長</p> <p>2012年4月 エム・シー・ヘルスケア(株) 執行役員CFO兼CIO</p> <p>2018年10月 三菱商事(株)リテイル本部食品リテイル部 マネージャー</p> <p>2018年11月 当社管理本部長付部長</p> <p>2019年4月 当社コーポレート本部長兼経営企画部長</p> <p>2019年6月 当社取締役</p> <p>2021年4月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長</p> <p>2021年6月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長 兼 管理本部長(現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>  (株)アピア取締役  A&amp;S(株)取締役</p>	一株
<p>[取締役候補者としての理由]</p> <p>石田康洋氏は、公認会計士としての専門的知識を有し、また三菱商事(株)入社後は複数の会社にて経営戦略立案や実行、管理体制構築等を推進してきた豊富な経験を有しております。当社入社後はガバナンス体制強化に向けた経営基盤の再構築を実践してきた経験と実績を有しておりますので、当社グループの重要事項の決定及び経営執行に適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">うえのひろき 上野弘樹 (1959年7月30日生)</p>	<p>1982年4月 丸大食品(株)入社 2007年4月 同社品質保証部長 2019年4月 同社品質保証部顧問 2019年12月 当社入社 2020年4月 (株)アルデジャパン代表取締役社長 2020年10月 当社執行役員 2021年4月 当社製造本部長 2021年6月 当社取締役執行役員製造本部長(現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b> (株)アルデジャパン取締役 A&amp;S(株)取締役</p>	一株
<p>[取締役候補者とした理由] 上野弘樹氏は、丸大食品(株)での食品製造・品質保証分野の業務を通じて豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、2020年4月から2023年3月までは関係会社である(株)アルデジャパン代表取締役社長として同社を統括するなど、取締役として求められる能力が培われております。これらにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
4	<p style="text-align: center;"><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p style="text-align: center;">かせだ たつや 加世多達也 (1952年2月10日生)</p>	<p>1975年4月 北陸銀行入行 2004年6月 同行執行役員経営管理部長 2005年6月 同行常務執行役員 北海道地区事業部本部長 2008年6月 同行常務執行役員 石川地区事業部本部長 2009年6月 同行取締役常務執行役員 石川地区事業部本部長 2010年6月 同行取締役専務執行役員 石川地区事業部本部長 2013年6月 同行取締役専務執行役員 2014年6月 堤地所(株)代表取締役社長 2019年6月 当社社外取締役(現任)</p>	一株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 加世多達也氏は、(株)北陸銀行にて取締役専務執行役員、不動産会社である堤地所(株)にて代表取締役社長を歴任し、会社経営に関与しておりました。現在、両職とも退任しておりますが、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、取締役会において独立した立場で積極的な発言を行ったほか、人事報酬諮問委員会の委員長を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たし、当社の持続的な成長に貢献していただけると期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> まつむらあつき 松村篤樹 (1949年11月7日生)	1974年11月 監査法人八重洲事務所（現八重洲監査法人）入所 1980年9月 松村篤樹公認会計士・税理士事務所開設 1982年11月 監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2007年11月 あおぞら経営(株)代表取締役（現任） あおぞら経営税理士法人代表社員（現任） 2020年6月 当社社外取締役（現任）  <b>【重要な兼職の状況】</b> あおぞら経営(株)代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 トナミホールディングス(株)社外監査役 北陸監査法人代表社員	一株
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>松村篤樹氏は、あおぞら経営(株)の代表取締役として経営に携わっており、また、公認会計士・税理士として、税務、財務及び会計に関する見識を有しております。こうした経営者としての豊富な経験や専門家としての見識を活かし、取締役会において独立した立場で積極的な発言を行ったほか、人事報酬諮問委員会の委員を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たし、当社の持続的な成長に貢献していただけると期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			

(注) 1. 加世多達也氏及び松村篤樹氏は、社外取締役候補者であります。

2. 各候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 独立役員について

当社は、加世多達也氏及び松村篤樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

(2) 責任限定契約について

当社と加世多達也氏及び松村篤樹氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める金額とし、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

(3) 在任年数について

社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって加世多達也氏が4年、松村篤樹氏が3年となります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山口敏彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて同氏の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> <small>やま ぐち とし ひこ</small> 山 口 敏 彦 (1957年10月26日生)	1991年4月 富山県弁護士会入会 1995年4月 山口法律事務所開設(現任) 2015年6月 当社社外監査役(現任) <b>【重要な兼務の状況】</b> 山口法律事務所代表 中越パルプ工業(株)社外取締役 (株)グラスキューブ社外監査役	500株
<p>〔社外監査役候補者とした理由〕</p> <p>山口敏彦氏は、社外監査役として、法律の専門家としての立場から幅広い意見を述べ、監査機能を発揮していただいております。同氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として専門知識と豊富な経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。</p>		

(注) 1. 候補者は、社外監査役候補者であります。

2. 候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 独立役員について

当社は山口敏彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

(2) 責任限定契約について

当社と同氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限定額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める金額とし、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

(3) 在任年数について

社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

【別表 取締役候補者及び監査役（監査役候補者を含む）のスキルマトリクス】

氏名	選任された場合の役職予定	事業経営	業界知見	デジタル・マーケティング	財務会計	法務・コンプライアンス	食品製造・品質管理
池田和男	代表取締役社長	○	○	○			
石田康洋	取締役常務執行役員	○			○	○	
上野弘樹	取締役執行役員		○			○	○
加世多達也	取締役	○			○	○	
松村篤樹	取締役	○			○	○	
堀明久	常勤監査役		○				○
山口敏彦	監査役					○	
樋尾亜佐子	監査役		○	○	○		

\* 各人保有スキルのうち、とりわけ強みのあるもの/当社事業との関連性が強いものを最大3個記載しております



#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなっておりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
ほり ぐち やす よし 堀 口 康 純 (1940年7月15日生)	1972年4月 金沢弁護士会入会 1975年4月 堀口法律事務所(現 堀口・犬塚法律事務所)開設(現任) 1996年4月 金沢弁護士会会長(日弁連常務理事) 2007年4月 中部弁護士連合会理事長 【重要な兼務の状況】 堀口・犬塚法律事務所代表	一株
<p>[補欠の社外監査役候補者とした理由]</p> <p>堀口康純氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、これまで弁護士として培ってきた豊富な経験と知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者いたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社とは法律顧問契約を締結しております。
2. 候補者は、社外監査役候補として選任するものであります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、堀口康純氏が監査役として就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。
3. 責任限定契約について
- 候補者が社外監査役に就任した場合は、当社と同氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限定額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める金額とする予定です。

## 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年6月22日開催の第50回定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高める長期インセンティブを与えることを目的として、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる制度（以下、「本譲渡制限付株式報酬制度」といいます。）を、また、報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することなどにより、当社の中期経営計画の達成度に連動する中期インセンティブを与えることを目的として、対象取締役に對し、連続する3事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる制度（以下、「本業績連動型譲渡制限付株式報酬制度」といいます。）を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記取締役の報酬等の額の範囲内で、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額15,000千円以内として、また、業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（2.（1）で定義される）につき45,000千円以内として設定いたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記1（2）に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.16%程度、下記2（2）に定める各対象期間において割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.48%程度（1事業年度に換算すると0.16%程度）と希薄化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告31ページから32ページに記載のとおりであります。2023年5月9日開催の当社取締役会において、本議案が原案どおりご承認されることを条件として取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき「ご参考」に記載のとおり変更することを決議しました。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

## 1. 本譲渡制限付株式報酬制度の概要

### (1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

### (2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数15,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

### (3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

#### ① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

#### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

### ③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

### ④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

## 2. 本業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の概要

### (1) 業績連動型譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、連続する3事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」といいます。）として、対象取締役に対して、当該対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けます。

そのため、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、これらを支給するか否か、支給する業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権の額及び交付する業績連動型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」といいます。）は確定しておりません。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び対象取締役（ただし、上記金銭報酬債権の支給までの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任した者を除きます。）が下記（6）に定める内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

初回の対象期間は、第四次中期経営計画期間（2024年4月1日～2027年3月31日）とし、以後、各中期経営計画期間を新たな対象期間として業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことができるものといたします。

## (2) 業績連動型譲渡制限付株式の総数

各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数は各対象期間につき45,000株以内といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

## (3) 交付株式数の算定方法

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる業績評価指標は、当社取締役会において決定いたします。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定いたします（ただし、1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものといたします。）。

各対象取締役に対して、以下の計算式に基づき算定される交付株式数の業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合又は支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数及び金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものといたします。

### 各対象取締役に対する交付株式数

基準となる株式ユニット数（※1）× 支給割合（※2）

※1 各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定いたします。

※2 各対象期間の各数値目標等の達成率等に応じ、0～200%の範囲で当社取締役会において決定いたします。

## (4) 交付要件等

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動型譲渡制限付株式を交付するものといたします。

なお、業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行われ、その払込金額は業績連動型譲渡制限付株式の割当てに係る当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額といたします。

- ①対象期間中に対象取締役が継続して当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったこと
- ②当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件を充足すること

なお、上記①にかかわらず、対象期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合又は対象期間中に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合（死亡により退任した場合を除きます。）には、当該対象取締役又は退任者に対する交付株式数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整いたします。

また、業績連動型譲渡制限付株式の交付前に対象取締役が死亡した場合には、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、当社取締役会が在任期間等を踏まえて合理的に定める交付株式数の価額に相当する額の金銭を、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して支給いたします。

(5) 組織再編等における取扱い

業績連動型譲渡制限付株式の交付前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、当社取締役会が在任期間等を踏まえて合理的に定める交付株式数の価額に相当する額の金銭を、対象取締役に対して支給することができるものといたします。

(6) 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

①譲渡制限の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。)

②業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当該時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

(ご参考)

当社は、上記と同様の譲渡制限付株式並びに業績連動型譲渡制限付株式を、当社の取締役を兼務しない執行役員に対し、割り当てる予定です。

以 上

## (添付書類)

# 事業報告

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、各種政策の効果もあり、社会経済活動は正常化に向かう動きが見られました。一方、ウクライナ情勢の長期化、資源価格・原材料価格の高留まり等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

食品小売業界におきましては、物価高騰による生活防衛的な節約志向はますます強まっており、これに加え、業種業態を超えた競争激化や人件費上昇、原材料価格・電気料等の高騰により、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループはスーパーマーケットとして食のライフラインを守るという使命を果たすため、継続して新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底しながら、お客様ニーズに細やかに対応し、店舗の営業継続に取り組んでまいりました。

昨年度よりスタートしております「第三次中期経営計画（第55期～第57期）」は、「地域一番のお客様満足の実現」を中期経営方針に掲げ、「お客様の多様なニーズへの対応」「従業員が挑戦できる環境の実現」「業務基盤の活用による生産性の向上」「事業を通じた地域社会の課題解決」を重点課題とし、以下の施策に取り組んでおります。

「お客様の多様なニーズへの対応」については、ニーズの高い旬の生鮮品や健康志向・簡便即食商品等の販売強化を図るとともに、当社のPB商品や名物商品など付加価値の高い商品を拡充し、売上総利益率を改善いたしました。また、現在5店舗で展開している来店受取型のネットスーパーに加え、「大島店（富山県射水市）」「笠舞店（石川県金沢市）」ではご購入された商品をご指定の場所へ配送する「アルビスらくらく当日宅配サービス」を開始いたしました。さらに、新たなお客様との接点を広げるため「LINEミニアプリ」を導入し（2022年10月）、デジタル媒体による発信力の強化と広告の効率化を図るとともに、アルビスPontaカードIDとの連携によるOne to Oneマーケティングに取り組ましました。

「従業員が挑戦できる環境の実現」の取り組みとして、新入社員から経営幹部候補までの各

階層に応じた教育プログラムの実施に加え、店長が最新の店舗運営を習得するオンサイトプログラムを導入いたしました。また、地域社会を見守る認知症サポーター、熱中症対策アドバイザーの資格取得を推進しております。

「業務基盤の活用による生産性の向上」については、店舗業務における有効な改善施策を各店で共有・展開することにより、さらなる生産性向上につなげるとともに、電子棚札(ESL)やキャッシュレスセルフレジを試験的に導入するなど、生産性向上に向けた投資を実施いたしました。一方、プロセスセンターでは、継続的に製造工程を見直し原価率の改善に努めており、物流面では、運行管理システムの導入により配送状況の見える化を実現し、積載効率の改善により運行数を減少させるなど、コスト削減に努めました。

「事業を通じた地域社会の課題解決」については、「つなぐアルビス」をコミュニケーションメッセージに掲げ、地域・行政と連携し、課題解決に取り組んでおります。当社は「リレーフードドライブ」活動に積極的に取り組んでおり、新たに店舗常設型無人フードドライブボックスを2店舗に設置するとともに、当活動の認知を高めるため地域の小学校などと共同で開催するなど、食品ロス削減の理解を広げる活動に注力しております。また、お買物支援と地域の見守りに取り組む「移動スーパー」は、当期中に5台増え18台での運行となっております。

2050年の脱炭素社会実現の一環として、温室効果ガスの測定のほか、SDGs目標達成へ向けた環境保全への活動を「albis Green Action」と総称し取り組んでおります。従来からのトレー・ペットボトル回収などのリサイクル事業に加え、レジ袋をバイオマス50%使用に変更するなど、サステナブルな生活提案や環境負荷軽減に寄与しております。また、「美濃加茂店（岐阜県美濃加茂市）」では太陽光パネルを設置するなどCO2削減を推進しております。

新店につきましては、「いするぎ駅店」（2022年4月）、「黒部店」（2022年7月）の2店舗を出店いたしました。既存店につきましては、「羽根店」の全面改装を実施し、簡便即食商品および高品質商品を拡充するなど、お客様の利便性向上を図りました。

以上の結果、当連結会計年度は、前期新店3店舗と当期新店2店舗による売上増加により、営業収益94,593百万円（前期比2.7%増）となりました。利益面につきましては、高利益商品であるPB商品などの販売拡大とプロセスセンターの原価改善等により売上総利益率が改善（前期比0.7%増）したものの、各種資材・電気料等の価格高騰により、営業利益1,938百万円（前期比20.9%減）、経常利益2,455百万円（前期比19.4%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、1,684百万円（前期比20.0%減）となりました。



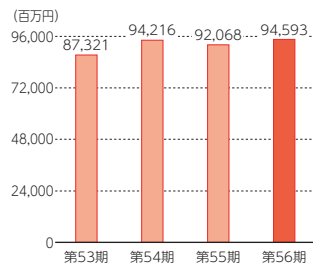
- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,199百万円であります。その主なものは、いするぎ駅店、黒部店の新規出店、羽根店の改装等に係るものであります。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分  
該当事項はありません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

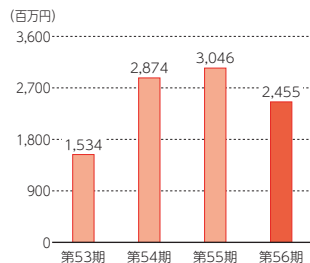
区 分	第 53 期 (2020年3月期)	第 54 期 (2021年3月期)	第 55 期 (2022年3月期)	第 56 期 (2023年3月期) (当連結会計年度)
営 業 収 益(千円)	87,321,342	94,216,227	92,068,094	94,593,599
経 常 利 益(千円)	1,534,875	2,874,137	3,046,068	2,455,594
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	928,744	1,495,470	2,105,126	1,684,025
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	104円61銭	170円94銭	240円63銭	192円50銭
総 資 産(千円)	46,128,937	47,775,362	48,463,075	48,004,388
純 資 産(千円)	27,082,389	28,021,041	29,450,409	30,569,965
1 株 当 たり 純 資 産 額	3,095円68銭	3,203円00銭	3,366円39銭	3,494円36銭

- (注) 1. 営業収益は、売上高と不動産賃貸収入の合計額です。  
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しており、また期中平均発行済株式数については自己株式数を控除して算出しております。  
3. 第55期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しており、営業収益につきましては当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

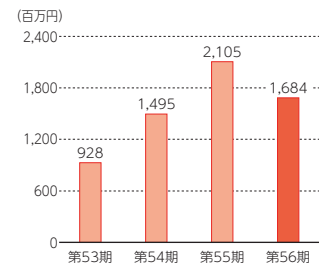
### ■営業収益



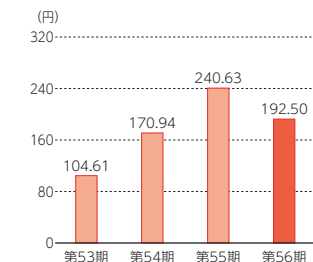
### ■経常利益



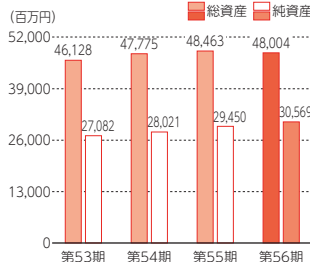
### ■親会社株主に帰属する当期純利益



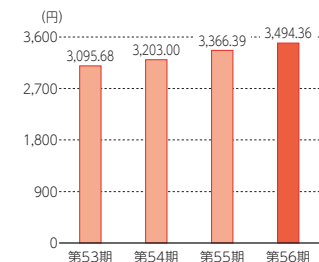
### ■1株当たり当期純利益



### ■総資産／純資産



### ■1株当たり純資産額



## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) アルデジャパン	50,000千円	100.0%	惣菜品の製造、精肉加工及び豆腐商品類の製造
アルビスクリーンサポート(株)	10,000	100.0	リサイクル及びグループ内の各種業務受託

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、原材料価格・電気料等の高騰の影響を受けつつも、新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行されるなど、社会活動は正常化していく動きが見られ、徐々に景気が回復していくことが期待されます。一方、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化による原材料価格の高騰や、金融資本市場の変動、原油・天然ガス、穀物や半導体等供給面での制約等により製品への価格転嫁・値上げ等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

食品小売業界におきましては、コロナ禍でのライフスタイルの変化に加え、消費者の節約志向、業種業態を超えた競争の激化、働き方の変化、電気料・物流費等の高留まりなど、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

当社グループは、「第三次中期経営計画」の最終年にあたる3年目となり、中期経営方針「地域一番のお客さま満足の実現」、重点施策「お客様の多様なニーズへの対応」「従業員が挑戦できる環境の実現」「業務基盤の活用による生産性の向上」「事業を通じた地域社会の課題解決」の取り組みをさらに進めてまいります。

「お客様の多様なニーズへの対応」につきましては、地元商品や健康志向商品、簡便即食商品の拡充を図るとともに、PB商品や名物商品を中心に高利益商品の販売強化を行い、収益構造の改善に取り組みます。また、ネットスーパーの拡大や「LINEミニアプリ」などデジタル媒体による発信力の強化と広告の効率化を図り、お客様との新たな接点を拡大してまいります。加えて、昨年から続く食料品の度重なる値上げや電気料等の高騰に対し、当社の新たな食卓応援企画として、お客様のご利用頻度の高いPB商品を中心に価格を引き下げて提供し、来店客数を増やす販売促進策を実施してまいります。

「従業員が挑戦できる環境の実現」につきましては、新入社員から経営幹部候補までの各階層に応じた教育プログラムを継続的に実施していくとともに、DX人材の育成に向けた研修プログラムを実施してまいります。また、従業員が自らの意思で学べる場としてカフェテリア研修制度を導入するなど、従業員の教育体制を拡充してまいります。

「業務基盤の活用による生産性の向上」につきましては、店舗業務における改善策の検討に継続的に取り組むとともに、前期に試験導入した電子棚札(ESL)やキャッシュレスセルフレジの導入を拡大するなど、店舗業務における生産性向上につながる投資を積極的に実施してまいります。

「事業を通じた地域社会の課題解決」につきましては、「つなぐアルビス」をコミュニケーションメッセージに掲げ、お客様、行政、生産者、従業員等との連携を図り、地域社会の課題解決を進めると共に、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めてまいります。特に食品スーパーマーケットの事業特性から食品廃棄物の削減への取り組みを継続するほか、2050年の脱炭素社会実現の一環として、温室効果ガス(GHG)の測定のほか、SDGs目標達成へ向けた環境保全への活動を「albis Green Action」と総称し取り組んでまいります。従来からのトレー・ペットボトル回収などのリサイクル事業に加え、太陽光パネルの設置店舗を拡大するなどGHG削減目標達成のための具体策を実施してまいります。

当期の新店につきましては、2023年11月に愛知県名古屋市において中部エリア3店舗目となる新規出店「北区金田店」を予定しております。

当社グループは、今後もお客様との信頼を大切にして誠実な企業を目指すとともに、これらの課題に取り組み、企業価値を向上させてまいります。

(5) **主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社2社及び非連結子会社2社により構成されています。

当社は、食品スーパーマーケットを主な事業としております。

連結子会社(株)アルデジャパンは惣菜品の製造、精肉加工・製造及び豆腐商品類の製造を行っております。また、連結子会社アルビスクリーンサポート(株)は、障がい者を雇用しリサイクル及びグループ内の各種業務を受託しており、いずれも食品スーパーマーケットを補完する事業として位置付けております。

(6) **主要な営業所及び工場** (2023年3月31日現在)

当 社	本 社	富山県射水市
	物流センター	同上
	食品スーパーマーケット	富山県38店舗 石川県20店舗 福井県 6店舗 岐阜県 1店舗 愛知県 1店舗 計66店舗
(株)アルデジャパン	惣菜製造工場 精肉加工工場 豆腐製造工場	富山県射水市
アルビスクリーンサポート(株)	本 社	富山県射水市

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
998名	33名増

(注) 使用人数は、就業人員で表示しております。また、上記のほか、パートタイマー2,310名(1日8時間勤務換算による)が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
936名	39名増	39.9歳	10.2年

(注) 使用人数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)で表示しております。また、上記のほか、パートタイマー2,168名(1日8時間勤務換算による)が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	1,532,608千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,186,700
株式会社富山第一銀行	558,338
株式会社北國銀行	198,362
株式会社三井住友銀行	183,346
株式会社みずほ銀行	173,396
株式会社福井銀行	156,671
農林中央金庫	119,960
株式会社富山銀行	96,770

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,255,926株
- ③ 株主数 11,913名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	1,388,440株	15.87%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	765,700	8.75
アルビス共栄会持株会	388,300	4.44
株式会社北陸銀行	250,000	2.86
カナカン株式会社	215,000	2.46
アルビス社員持株会	199,538	2.28
笹田悦朗	159,220	1.82
株式会社日本アクセス	144,400	1.65
株式会社富山第一銀行	142,600	1.63
三菱食品株式会社	139,700	1.60

(注) 持株比率は自己株式 (507,559株) を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日における新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	池田和男	社長 ㈱バスコ取締役 協同組合太閤山ショッピングセンター理事 ㈱北陸シジシー取締役 呉羽カントリークラブ理事
取締役	石田康洋	常務執行役員 経営企画本部長兼管理本部長 アルビスクリーンサポート㈱取締役 ㈱アピア取締役 A&S㈱取締役
取締役	上野弘樹	執行役員 製造本部長 ㈱アルデジャパン代表取締役社長 A&S㈱取締役
取締役	加世多達也	—
取締役	松村篤樹	あおぞら経営㈱代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 トナミホールディングス㈱社外監査役 北陸監査法人代表社員
監査役（常勤）	堀明久	㈱アルデジャパン監査役 アルビスクリーンサポート㈱監査役 ㈱アルビスファーム信州なかの監査役 A&S㈱監査役
監査役	山口敏彦	山口法律事務所代表 中越パルプ工業㈱社外取締役 ㈱グラスキューブ社外監査役
監査役	樋尾亜佐子	三菱商事㈱コンシューマー産業グループリテイル本部（チェーンストアBU）地域リテイルネットワークプロジェクト兼リテイル・マーケティングプロジェクト兼マーケティングDXタスクフォースマネージャー

- (注) 1. 取締役常務執行役員石田康洋氏は、事業年度末日後の2023年4月1日付でアルビスクリーンサポート㈱取締役を退任しております。
2. 取締役執行役員上野弘樹氏は、2023年4月1日付で㈱アルデジャパン代表取締役社長を退任し、同社取締役となっております。
3. 取締役加世多達也氏及び松村篤樹氏は、社外取締役であります。
4. 監査役山口敏彦氏及び樋尾亜佐子氏は、社外監査役であります。
5. 取締役加世多達也氏は、経営者として会社経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として企業会計の実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役加世多達也氏、取締役松村篤樹氏及び監査役山口敏彦氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

2022年6月24日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、兒玉充博氏が任期満了により、退任しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

(イ) 方針の決定方法等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、当該決定方針の内容についてあらかじめ人事報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

(ロ) 方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び短期インセンティブとしての賞与とで構成する。

ii. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

(i) 基本報酬

月例の金銭支給とし、役員内規において役位別に定める金額を基準に、世間相場、従業員とのバランス及び会社の業績などを考慮し決定する。

(ii) 賞与

金銭支給とし、役員内規において役位別に定める金額を基準に、世間相場、従業員とのバランス及び会社の業績に加え、単年度の業績目標の着実な達成を促すインセンティブとなるよう、業績予想の達成状況などを考慮し決定する。賞与の支給時期は、概ね、当社の決算短信の承認に係る取締役会の決議後とする。

iii. 金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、ii (i) 及び (ii) 記載の報酬等のみで構成するものとする。

iv. 取締役の個人別の報酬等の内容決定にかかる委任に関する事項

(i) 取締役の個人別の基本報酬及び賞与の金額は人事報酬諮問委員会が決定するものとし、人事報酬諮問委員会の委員を務める取締役及び監査役は、取締役会の決議に基づき、当該決定についての委任を受けるものとする。

(ii) (i) の権限が適切に行使されるよう、人事報酬諮問委員会は、その委員の過半数を独立社外役員で構成し、委員長は独立社外役員から選定するものとする。また、取締役の個人別の報酬等の決定にあたって、委員である独立社外役員は、各取締役に対して面談を含む活動成果の評価を行うものとし、人事報酬諮問委員会は、上記の評価の結果を踏まえ、当該決定を行うものとする。



(ハ) 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

取締役会は、(ロ)に記載した決定方針のもとで決定された取締役の個人別の報酬等について、その決定の委任を受けた人事報酬諮問委員会の決定方法が、取締役会で決議された当該決定方針と整合していることを確認し、また、取締役の個人別の報酬等の決定理由の概要について、人事報酬諮問委員会より報告を受け当該理由を確認していることから、当該報酬等の内容は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 個人別の報酬等の内容の委任に関する事項

(イ) 決定方針における委任に関する事項

・委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当

取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する委任を受けた人事報酬諮問委員会の委員は、社長及び独立社外役員で構成され、その委員長は独立社外役員から選任されております。委員の氏名等は次のとおりです。

委員長 加世多 達也 (独立社外取締役)

委員 池田 和男 (代表取締役社長)

委員 松村 篤樹 (独立社外取締役)

委員 山口 敏彦 (独立社外監査役)

・委任された権限の内容

イ. (ロ) iv (i) の記載のとおりであります。

・権限を委任した理由

委員の過半数が独立社外役員で構成され、独立社外役員が委員長を務める人事報酬諮問委員会において個人別の報酬等を審議し決定することにより、報酬決定手続きの客観性・透明性をより確保できるものと判断したためであります。

・権限が適切に行使されるようにするための措置

イ. (ロ) iv (ii) の記載のとおりであります。

ハ. 監査役の報酬等の決定に関する方針

監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の限度額内で、監査役の協議によって決定することとしております。

## 二. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	31,016 (8,000)	27,216 (7,200)	3,800 (800)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28,264 (8,000)	25,464 (7,200)	2,800 (800)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	59,280 (16,000)	52,680 (14,400)	6,600 (1,600)	9 (5)

- (注) 1. 上記には、2022年6月24日をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、執行役員報酬及び使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第50回定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第32回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 上記の報酬額総額には、以下のものが含まれています。  
当事業年度における役員賞与引当金の繰入6,600千円(取締役5名に対し3,800千円(うち社外取締役2名に対し800千円)、監査役3名に対し2,800千円(うち社外監査役2名に対し800千円))。

### ホ.ご参考

2023年5月9日開催の当社取締役会において、本総会第5号議案が原案どおり承認されることを条件として決議いたしました「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」については、以下のとおりです。

#### i. 基本方針

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び短期インセンティブとしての賞与、中期インセンティブとしての業績連動型譲渡制限付株式報酬(以下、PSUという)、長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬(以下、RSという)とで構成する。

※PSU及びRSは非金銭報酬(株式報酬)である。

社外取締役の報酬等は、役割を鑑みて固定報酬としての基本報酬及び短期インセンティブとしての賞与とする。

(注) PSUに関して2024年度から開始する新中期経営計画と導入時期を合わせて実施するため、2023年度については基本報酬、賞与、RSとする。

ii. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

(i) 基本報酬

月例の金銭支給とし、役員内規において役位別に定める金額を基準に、世間相場、従業員とのバランス及び会社の財務状況などを考慮し決定する。

(ii) 賞与

金銭支給とし、役員内規において役位別に定める金額を基準に、世間相場、従業員とのバランス及び会社の業績に加え、単年度の業績目標の着実な達成を促すインセンティブとなるよう、業績予想の達成状況などを考慮し決定する。なお、賞与の決定時期は、概ね、当社の決算短信の承認に係る取締役会の決議後とする。

(iii) PSU

譲渡制限を付した現物株とし、役員内規において役位別に定めるPSU株式交付数を基準に、中期経営計画目標の着実な達成を促すインセンティブとなるよう、中期経営計画で掲げた重要業績指標等の達成状況などを考慮し決定する。PSUの割当時期は、中期経営計画終了翌年度の定時株主総会后、当社の株式報酬発行の承認に係る取締役会の決議後とする。

(iv) RS

譲渡制限を付した現物株とし、役員内規において役位別に定める交付株数を基準に、会社の財務状況などを考慮し決定する。RSの割当時期は毎年の定時株主総会后、当社の株式報酬発行の承認に係る取締役会の決議後とする。

iii. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の基準となる報酬割合は固定報酬70%、業績連動報酬30%とする。なお、業績連動報酬の内訳は賞与：PSU：RS＝2：1：1とする。

社外取締役は、固定報酬としての基本報酬及び短期インセンティブとしての賞与とする。

報酬水準及び報酬構成比率は、当社の経営環境、世間の状況その他の事情を勘案し、適宜、人事報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

注：2023年度については取締役（社外取締役を除く）の基準となる報酬割合は固定報酬70%、業績連動報酬30%とする。なお、業績連動報酬の内訳は賞与：RS＝3：1とする。

iv. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

(i) 取締役の個人別の基本報酬及び賞与の金額、PSU及びRSの割当株数は人事報酬諮問委員会が決定するものとし、人事報酬諮問委員会の委員を務める取締役及び監査役は、取締役会の決議に基づき、当該決定についての委任を受けるものとする。

(ii) (ii)の権限が適切に行使されるよう、人事報酬諮問委員会は、その委員の過半数を独立社外役員をもって構成し、委員長は独立社外役員から選定するものとする。また、取締役の個人別の報酬等の決定にあたって、委員である独立社外役員は、各取締役に対して面談を含む活動成果の評価を行うものとし、人事報酬諮問委員会は、上記の評価の結果を踏まえ、当該決定を行うものとする。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取 締 役	加 世 多 達 也	—	—
取 締 役	松 村 篤 樹	あおぞら経営(株) あおぞら税理士法人 トナミホールディングス(株) 北陸監査法人	代表取締役 代表社員 社外監査役 代表社員
監 査 役	山 口 敏 彦	山口法律事務所 中越パルプ工業(株) (株)グラスキューブ	代表 社外取締役 社外監査役
監 査 役	樋 尾 亜 佐 子	三菱商事(株)	コンシューマー産業グループリテイル本部 (チェーンストアBU) 地域リテイルネットワークプロジェクト兼リテイル・マーケティングプロジェクト兼マーケティングDXタスクフォースマネージャー

(注) 各兼職先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (17回開催)		監査役会 (14回開催)	
	出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
取 締 役 加 世 多 達 也	17回	100%	—	—
取 締 役 松 村 篤 樹	17	100	—	—
監 査 役 山 口 敏 彦	16	94.1	13回	92.9%
監 査 役 樋 尾 亜 佐 子	13	100	10	100

(注) 樋尾亜佐子氏は、2022年6月24日開催の第55回定時株主総会において監査役に選任されており、取締役会への出席可能回数は13回、監査役会への出席可能回数は10回であります。

・社外取締役の発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

取締役加世多達也氏は、金融・不動産分野における経営に携わった経験から意見を述べるなど、取締役会において、適宜、必要な発言を行ったほか、人事報酬諮問委員会の委員長を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。

取締役松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として専門的見地から意見を述べるなど、取締役会において、適宜、必要な発言を行ったほか、人事報酬諮問委員会の委員を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。

・ 社外監査役の発言状況

監査役山口敏彦氏は、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

監査役樋尾亜佐子氏は、販促事業やデジタルマーケティング分野における造詣が深く、豊富な経験と幅広い知識から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

八、責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役並びに社外監査役とも、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める金額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人から提出いただいた監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等について、社内関係部署からの報告や前事業年度の職務執行状況等を勘案し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付けており、事業展開等のために必要な内部留保を確保しつつ、業績を勘案した安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき35円とさせていただきます。これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき70円となります。

## (6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針として、2006年5月15日開催の取締役会で「内部統制システム」の基本方針を決議しております。また、「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（2015年法務省令第6号）が2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年5月11日開催の取締役会において同方針を改定しております。

当事業年度における当該体制の内容及び運用状況の概要は、次のとおりであります。

### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）は、アルビスグループの役員及び全従業員（以下、「アルビスグループ役職員」という）が「企業理念」「経営理念」「行動精神」を基盤として、仕事を行う際に道標となる「アルビスグループ企業行動指針」を制定し、これに従って行動するよう周知徹底を図ります。

当社グループは、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス推進体制を構築します。また、食品スーパーマーケットとして重要な課題である「食の安全・安心」に関連する法令等については、社内規程として「購買管理規程」や「食品表示ガイドライン」等を制定し、社内徹底を図ります。

コンプライアンスの推進については、「アルビスグループ企業行動指針」をまとめた「アルビスマインド」を作成し、アルビスグループ役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、全従業員へ配付するとともに、社内研修や社内ネットによる啓蒙等を通じ、指導します。

また、当社グループは、「通報制度」を整備し、アルビスグループ役職員が、アルビスグループ企業行動指針で禁止されている行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、職制ルート（直属上司へ通報）、バイパスルート（総務部門長へ通報）、及びヘルプラインルート（常勤監査役又は弁護士へ通報（匿名も可））を使い通報できるよう「SO Sカード」を配付し、迅速、適切に対応します。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益が及ばないことを保証します。

当社グループは、「反社会的勢力対応規則」「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して、一切の関係を遮断し、不当な要求には断固として応じず、毅然とした態度で対応します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、株主総会、取締役会、経営会議、予算会議等の重要な会議における議事録や関連資料、稟議書等の取締役の職務執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、文書等の保存・管理を行います。

また、情報の管理については、「個人情報取扱基準」「機密情報管理規程」「個人情報保護規程」を定めて対応します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「危機管理委員会規程」に基づき、リスク管理全体を統括する組織として、「危機管理委員会」を設置し、危機管理にあたることとします。また、各事業所においては、「安全衛生管理規程」に基づく「安全衛生委員会」を設け、労働安全に取り組めます。財務面においては、各所属長による自律的な管理を基本としつつ、財務部門が計数的な管理を行います。

なお、当社グループは、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗出しを行い、そのリスクを軽減する仕組みを内部統制に組み込むとともに、有事においては、「緊急管理体制決定基準」や「危機管理実務マニュアル」等の各種マニュアルに従い、グループ全体として対応することとします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役及び監査役全員が出席する取締役会を毎月1回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定するほか取締役の業務執行の監督等を行います。

また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、代表取締役社長、執行役員及び常勤監査役が出席する経営会議を毎月1回以上開催し、重要な業務執行に関する意思決定を機動的に行うとともに、特に絞り込んだテーマについては、時間をかけて議論を尽くします。

さらに、取締役会及び経営会議の意思決定事項、これ以外の重要な業務の決定については、「組織および業務分掌規程」「職務権限規程」を制定し、取締役及び職制の決裁権限を明確にすることで、効率的に業務を遂行できる体制を構築します。規程・体制は、経営環境の変化や経営計画の変更に応じて適時見直します。

当社グループにおける業務の運営については、取締役会において、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度経営方針並びに各年度予算を立案し、全社的な経営目標を設定します。各部門及び子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行します。

取締役会は、経営目標が予定通りに進捗しているか、取締役の業務執行報告を通じてチェックを行います。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務執行の適正を確保するために各種マニュアルを整備するとともに、内部統制システムを構築し、当該整備運用状況を評価する部門として監査室を設置します。

監査室は、法令・マニュアルに基づいて内部監査（一般監査、改善確認監査、金銭抜打ち監査と称して実施）のほか、「財務報告に係る内部統制の基本計画の方針」「内部統制実務手順書」に基づいて内部統制評価を実施し、整備運用状況の有効性について、取締役会及び経営会議で報告します。

子会社の業務執行については、当社の執行役員が管理監督を行い、「関係会社管理規程」に基づき、管理業務のみ当社の管理部門が実施します。

子会社に対する業務執行状況は、当社で開催する取締役会、経営会議及び予算会議等の重要な会議において、定期的に報告する体制とします。

なお、業務の適正を確保するために、関係会社管理規程に基づき、当社の監査室による内部監査及び内部統制評価を行います。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人

監査役職務を補助すべき使用人については、監査役からの求めに応じて、監査役業務補助のための監査役スタッフを置くこととしております。

なお、監査役スタッフの人事については、取締役と監査役が意見交換を行い選任するものとし、取締役からの独立性を確保します。監査役スタッフは、監査役から指示を受けたときは、当該業務に専念する体制を構築します。

⑦ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

アルビスグループ役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること及び違法又は不正行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

また、通報制度の運用により、アルビスグループ企業行動指針で禁止されている行為が行われていることを通報した場合、通報者及び監査役が不利益な取扱いを受けない体制を確保します。

監査役がその職務の遂行で要した費用を請求したときは、当該職務遂行で生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかに負担します。

常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議や予算会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとします。

監査役は、代表取締役と定期的にコミュニケーションを図り、監査上の重要な課題について意見交換を行います。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う等連携を図ります。さらに、監査室から内部監査や内部統制評価の実施状況について説明を受け、情報交換を行う等連携を図ります。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本計画及び方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われている体制の構築、維持、向上を図ります。



## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,465,585	流 動 負 債	12,317,583
現金及び預金	6,144,251	買掛金	5,505,801
売掛金	2,496,071	1年内返済予定の長期借入金	1,731,317
商 品	2,423,345	リース債務	441,490
原材料及び貯蔵品	153,191	未払法人税等	430,331
その他	1,326,902	賞与引当金	660,406
貸倒引当金	△78,177	役員賞与引当金	13,800
固 定 資 産	35,538,803	その他	3,534,437
有形固定資産	30,051,386	固 定 負 債	5,116,839
建物及び構築物	16,221,455	長期借入金	2,474,834
機械装置及び運搬具	593,881	リース債務	935,776
土地	11,357,655	受入敷金保証金	735,022
リース資産	1,362,909	資産除去債務	900,696
その他	515,484	その他	70,510
無形固定資産	812,390	負 債 合 計	17,434,423
のれん	53,135	純 資 産 の 部	
その他	759,254	株 主 資 本	30,529,765
投資その他の資産	4,675,026	資 本 金	4,908,337
投資有価証券	669,686	資 本 剰 余 金	5,633,238
敷金及び保証金	3,535,084	利 益 剰 余 金	21,221,123
繰延税金資産	508,375	自 己 株 式	△1,232,934
その他	283,037	その他の包括利益累計額	40,199
貸倒引当金	△321,157	その他有価証券評価差額金	40,199
資 産 合 計	48,004,388	純 資 産 合 計	30,569,965
		負 債 純 資 産 合 計	48,004,388

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結損益計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	93,492,677
売上原価	65,871,797
不動産賃貸業	27,620,879
営業総収入	1,100,921
販売費及び一般管理費	28,721,801
営業利益	26,782,806
営業外収入	1,938,994
受取利息	12,527
受取配当金	16,348
受取手数料	35,765
受取販売奨励金	171,933
その他	394,543
営業外費用	631,118
支払利息	26,877
支出向者給与	44,308
固定資産除却損	28,424
その他	14,908
経常利益	114,518
税金等調整前当期純利益	2,455,594
法人税、住民税及び事業税	2,455,594
法人税等調整額	720,640
当期純利益	50,928
親会社株主に帰属する当期純利益	771,569
	1,684,025
	1,684,025

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2022年 4 月 1 日から  
2023年 3 月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年 4 月 1 日 残高	4,908,337	5,633,238	20,149,484	△1,232,934	29,458,126
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△612,385		△612,385
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,684,025		1,684,025
自 己 株 式 の 取 得					－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,071,639	－	1,071,639
2023年 3 月31日 残高	4,908,337	5,633,238	21,221,123	△1,232,934	30,529,765

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
2022年 4 月 1 日 残高	△7,716	△7,716	29,450,409
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△612,385
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,684,025
自 己 株 式 の 取 得			－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	47,916	47,916	47,916
連結会計年度中の変動額合計	47,916	47,916	1,119,555
2023年 3 月31日 残高	40,199	40,199	30,569,965

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		12,294,500	負 債 の 部		13,178,413
流動資産			流動負債		
現金及び預金	6,140,628		買掛金	5,640,926	
売掛金	2,485,404		短期借入金	950,079	
商貯蔵品	2,418,060		1年内返済予定の長期借入金	1,731,317	
前払費用	7,660		リース債務	441,490	
短期貸付金	191,885		未払金	915,763	
未収入金	50,345		未払費用	1,013,969	
その他の流動資産	537,528		未払法人税等	317,093	
貸倒引当金	541,172		未払消費税等	137,690	
固定資産	△78,185		預り金	1,245,268	
有形固定資産	35,103,014		賞与引当金	617,655	
建物	29,351,766		役員賞与引当金	13,800	
構築物	14,958,678		その他の流動負債	153,360	
機械及び装置	1,163,130		固定負債	5,116,839	
器具備品	180,920		長期借入金	2,474,834	
土地	509,323		リース債務	935,776	
リース資産	11,178,955		受入金保証金	735,022	
無形固定資産	1,360,759		資産除去債務	900,696	
借地権	794,774		その他の固定負債	70,510	
ソフトウェア	581,489		負債合計	18,295,253	
ソフトウェア仮勘定	124,771		純資産の部		
のれん	10,125		株主資本	29,062,061	
その他の無形固定資産	53,135		資本剰余金	4,908,337	
投資その他の資産	25,251		資本剰余金	5,633,238	
投資有価証券	4,956,473		資本準備金	5,484,788	
関係会社株式	667,171		その他資本剰余金	148,450	
出資金	306,258		利益剰余金	19,753,419	
破産更生債権等	13,440		利益準備金	329,984	
長期前払費用	10,084		その他利益剰余金	19,423,435	
繰延税金資産	223,634		固定資産圧縮積立金	260,805	
敷金及び保証金	487,538		別途積立金	7,666,000	
その他の投資	3,534,644		繰越利益剰余金	11,496,629	
貸倒引当金	34,858		自己株式	△1,232,934	
	△321,157		評価・換算差額等	40,199	
資産合計	47,397,514		その他有価証券評価差額金	40,199	
			純資産合計	29,102,261	
			負債純資産合計	47,397,514	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	93,364,782
売上原価	66,524,198
売上総利益	26,840,584
不動産賃貸収入	1,279,721
営業総利益	28,120,305
販売費及び一般管理費	26,865,260
営業利益	1,255,045
営業外収益	
受取利息	12,527
受取配当金	16,348
その他	1,021,013
営業外費用	
支払利息	27,395
その他	439,121
経常利益	1,838,417
税引前当期純利益	1,838,417
法人税、住民税及び事業税	555,338
法人税等調整額	9,231
当期純利益	1,273,847

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 株主資本等変動計算書

( 2022年 4 月 1 日から  
2023年 3 月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金					
					固定資 産圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
2022年 4 月 1 日 残高	4,908,337	5,484,788	148,450	329,984	272,355	7,666,000	10,823,618	△1,232,934	28,400,599	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△612,385		△612,385	
自己株式の取得										
圧縮積立金の取崩					△11,550		11,550		-	
当期純利益							1,273,847		1,273,847	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△11,550	-	673,011		661,461	
2023年 3 月31日 残高	4,908,337	5,484,788	148,450	329,984	260,805	7,666,000	11,496,629	△1,232,934	29,062,061	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
2022年 4 月 1 日 残高	△7,716	28,392,883
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△612,385
自己株式の取得		-
圧縮積立金の取崩		-
当期純利益		1,273,847
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	47,916	47,916
事業年度中の変動額合計	47,916	709,377
2023年 3 月31日 残高	40,199	29,102,261

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

アルビス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
富山事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	田	裕	志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	藝	眞	博

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルビス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルビス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

アルビス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 裕 志  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 安 藝 眞 博  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルビス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

アルビス株式会社 監査役会

常勤監査役 堀 明久 ㊟

監査役 山口 敏彦 ㊟

監査役 樋尾 亜佐子 ㊟

(注) 監査役山口敏彦及び監査役樋尾亜佐子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主優待のご案内

コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
株主優待品	アルビス商品券	北陸地方名産品ギフト		
		株式会社 氷見うどん高岡屋本舗 「氷見糸うどん」	日の出屋製菓産業株式会社 「しろえび紀行」	albisくらし応援・株式会社 「食育こんぶセット」
ご所有株式数 100株以上	1,000円 (1,000円券×1枚)	1,000円相当	1,000円相当	1,000円相当
ご所有株式数 400株以上	3,000円 (1,000円券×3枚)	2,000円相当	2,000円相当	2,000円相当
ご所有株式数 600株以上	4,000円 (1,000円券×4枚)	3,000円相当	3,000円相当	3,000円相当
ご所有株式数 1,000株以上	7,000円 (1,000円券×7枚)	5,000円相当	5,000円相当	5,000円相当
1年以上継続 保有の株主様	プラス 1,000円券1枚贈呈	プラス 1,000円相当の 「氷見糸うどん」を贈呈	プラス 1,000円相当の 「しろえび紀行」を贈呈	プラス 1,000円相当の 「昆布3種セット」を贈呈

※ 申込書のコースに丸がないものは、「Bコース」を贈呈させていただきます。

申込期限:2023年7月15日(土) 必着

## 継続保有株主優遇制度

当社株式を1年以上継続して100株以上保有(株主名簿に連続3回以上同一株主番号で記載)の株主様を対象に、3月末日及び9月末日を基準日として年2回株主優待を追加贈呈いたします。

## アルビス ホームページ・公式アプリ・LINEミニアプリのご案内

アルビスに関する情報はホームページ・公式アプリでもご覧になれます。また、お得なショッピング情報等をお届けするLINEミニアプリを導入しました。アルビスPontaカードと連携するとお得なポイント特典もあります。ぜひご利用ください。

ホームページ      公式アプリ      LINEミニアプリ

QRコード      QRコード

<https://www.albis.co.jp/>

生活に身近な食品スーパーマーケットとして、事業を通じて地域社会の課題を解決して

## <albis Green Action>

SDGs目標達成や脱炭素社会の実現などの環境保全に関する取り組みを「albis Green Action」と総称し、従来プラスチック使用量削減、温室効果ガス（GHG）排出量削減の取り組みを推進します。



グリーンアルビィ®

### 循環型社会の実現に向けた3R+リニューアブルの推進

当社店頭では、牛乳パック、空き缶、ペットボトル、トレーの回収を行っております。回収した食品トレーやペットボトルは、工場でもリサイクルトレーに再生しております。リサイクルトレーの利用は廃棄物と未使用原料の削減、物流コスト並びにGHGの抑制効果もあります。当社ではこのリサイクルトレーを積極的に扱うとともに、使用トレーの重量を年間5%削減することを目指しております。

更に、プラスチックの削減を目指し、使用素材の切替を行うリニューアブルにも取り組んでおり、お客様にレジでご提供しておりますカトラリーを環境に配慮した素材に変更しております。

2023年1月より、レジ袋のバイオマス配合量を従来のレジ袋10%から50%に仕様変更しており、石油由来のプラスチック年間約20t削減、CO<sub>2</sub>排出量年間90t削減を目指します。



つなぐ  
アルビス

アルビスのSDGsは、つなぐことから始まります。

### 食の支援

お客さまに呼びかけて、ご家庭で使う予定のない食品を集め、子ども食堂など食の支援を必要としている団体に提供するフードドライブを行います。



### 災害対策

お客さまの安全と食のため災害対策を強化して時は地域の災害時拠点とします。



### 食品ロス削減

商慣習の変更やITの活用、在庫の削減、予約販売の強化などを通じ、社会全体の食品ロス削減をめざします。



### エシカル消費

人・社会・地域・環境に配慮を強化するとともに、使物の削減や食品トレーな進め、エシカル消費を推進



いくことにより、お客様からの信頼獲得や従業員の満足度向上につなげてまいります。

からのトレー・ペットボトル回収などのリサイクル事業に加え、

### 「エシカル消費」の普及啓発活動の実施

お客様に「エシカル消費」への理解を深めていただくための活動を実施しております。また、富山県と連携して「エシカルフェア」を開催し、フェアトレード商品の販売、エシカルレシピコンテスト実施など、エシカル消費の普及に積極的に取り組んでおります。



### 太陽光パネルの設置による再生可能エネルギーの導入

2050年のカーボンニュートラルを目指した、GHG排出量削減の取り組みの一環として、2023年1月に美濃加茂店に「太陽光パネル」を設置し、再生可能エネルギーの導入を推進しております。



### <今後の取り組み>

当社は、政府のGHG排出量削減目標である2030年度において46%削減（2013年度比）、2050年度において実質ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に向け、当社におけるGHG排出量の測定を行っており、今後、削減目標を設定した上で、具体的な削減策を実行してまいります。

(主な削減策)

- ・太陽光パネル設置を推進
- ・環境負荷の少ない機器の導入（店舗冷蔵・冷凍ケース）
- ・店舗照明や看板照明のLED化
- ・循環型社会実現に向けた資源の効率的使用やリサイクルの促進

イフラインを守る  
います。災害発生  
しての役割を果た



### 販売の多様化

移動販売やネットスーパー、アプリを通じて、シニア層や子育て世代などあらゆる方のお手元に美味しく、安全で安心な食をお届けします。



### 地産地消

地域の事業者・生産者と連携し、地産地消を進め、地域の産業を守り育みます。



### 啓発・教育

健康づくりに関する情報発信を広く行うとともに、職業体験や企業訪問を積極的に受け入れます。



慮した商品の品揃  
い捨てプラスチック  
のリサイクルをし  
ます。



### 職場づくり

多様な人材が能力を発揮できる職場環境を整えます。また健康経営に取り組み、従業員の健康促進を健全な企業経営につなげます。



### 地域連携

地域住民や事業者、生産者、行政と連携し、誰もが安心安全に生活できる持続可能な地域社会づくりに貢献します。



### albis SDGs Action



アルビィ®

## 株主総会会場ご案内図



### 会場 ANAクラウンプラザホテル富山 3階 「鳳」の間

富山市大手町2番3号  
電話(076)495-1111(代)

### 交通

- ・ J R 富山駅から城址大通りを徒歩約15分
- ・ 富山地铁バス 富山駅バスターミナルで乗車、「城址公園前」下車すぐ
- ・ 富山空港から、車で約20分または富山地铁バス 富山駅前行乗車「総曲輪」下車すぐ
- ・ 北陸自動車道 富山インターから、富山駅方向へ車で約15分
- ・ 富山地铁 市内電車 環状線「富山駅」で乗車「国際会議場前」下車すぐ

当会場には専用駐車場の用意がございませんので  
ご注意ください。

会場変更等が生じる場合は、当社ウェブサイト  
(<https://www.albis.co.jp/>)にてお知らせします。

## 株主メモ

- 事業年度** 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会** 毎年6月開催
- 定時株主総会の基準日** 毎年3月31日(その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日)
- 配当基準日** 毎年3月31日および毎年9月30日

- 株主名簿管理人** 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同管理人事務取扱場所** 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- 公告方法** 電子公告 <https://www.albis.co.jp/ir/index.html>  
(ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。)

### ※住所変更・単元未満株式の買取のお申し出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお申出ください。

### ※未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお申出ください。

アルビス株式会社

〒939-0402 富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

